

改正の概要

1 改正する契約約款

- (1) 愛知県公共工事請負契約約款（土木工事用）
- (2) 愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）
- (3) 愛知県公共土木設計業務等委託契約約款
- (4) 愛知県建築設計業務等委託契約約款

2 改正の内容

契約約款において、談合等不正行為があった場合に賠償金を請求する旨を規定しており、そのうち「特に悪質な不正行為があった場合」には契約金額の30%を請求することとしている。

「特に悪質な不正行為があった場合」に該当する行為としては、独占禁止法に基づく課徴金納付命令において「課徴金の算定率が割増となる行為」等を規定しているが、令和2年12月25日に施行される改正独占禁止法において、「課徴金の算定率が割増となる行為」が拡大されるとともに条文番号が変更となったため、同条文を引用している契約約款について所要の改正を行うものである。

3 施行年月日

令和2年12月25日

(令和2年12月25日以降に公告・指名通知を行うものから適用)